

## 本人の署名（または押印）の省略について（お知らせ）

「行政手続コスト」削減のための基本計画（平成29年6月厚生労働省決定）及び、「行政手続コスト」削減のための基本計画の改定について（平成30年4月10日付厚生労働省保険局保険課事務連絡）に基づき、被保険者が適用事業所を経由して提出する届書等における被保険者本人の署名または押印の省略の対象になる届書等について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 本人署名または押印を省略できる届書等について

- ・被扶養者（異動）届
- ・被保険者証再交付申請書（高齢受給者証の再交付の場合も含む）
- ・高齢受給者基準収入額適用申請書
- ・介護保険適用除外該当・非該当届

※ただし、次の2. のとおり、備考欄等に必要事項の記載がない場合は、  
押印（記載）もれによる届書返戻となることがあります。

#### 2. 本人署名等の省略を行う際の手続きについて（注）

##### （1）被保険者本人が届書等の記載を行う場合

被保険者本人が届書の記載を行った旨を届書の備考欄等に記載する。

（例）“被保険者本人が作成した”、“届出書本人が作成”など

##### （2）適用事業所が届書等の記載を行う場合

適用事業所が被保険者本人に対して、届書の記載に誤りがないか確認を求め、被保険者が内容について確認した旨を届書等の備考欄等に記載する。

（例）“記載内容は本人に確認済”、“届出意志確認済”など

（注）被保険者本人の署名（または押印）が省略となった場合であっても、  
届書等の氏名欄の記入は必要です。届出の際は、住民票に登録されている  
氏名を記入したうえで、ご提出ください。